



来週の投資戦略 (11/25-29)

日米欧物価の底打ち確認？

2024年11月24日

小松 徹

注目事項 — 見所

- 11月26日、連邦公開市場委員会 (FOMC) 議事要旨 — 追加利下げの検討は？
- 11月27日、10月の米国個人消費支出 (PCE デフレーター) — 前年比+2.3%？
- 11月29日、11月の東京都区部消費者物価指数 — 前年比+2.0%？
- 11月29日、10月の鉱工業生産指数 — 前月比+4.0%？
- 11月29日、石破首相、臨時国会で所信表明演説 — 何を最も重視するか？
- 11月29日、11月の欧州消費者物価指数 — 前年比+2.3%？

株式市場見通し

先週世界の投資家は米エヌビディア (AI 半導体最大手) 決算の発表待ちだったが、好決算発表後も市場はあまり変わらなかった。最も高い業績予想を出したアナリスト予想をやや上回ったものの、今四半期で新製品が会社予想通りに生産可能か、やや懐疑的にみる向きもあるためだろう。わが国では、損害保険会社の決算が発表され、最終集計がまとまった。プライム市場の今期業績予想は前期比 3.0%増益となり、減益を免れた。しかしながら、株式持ち合い解消で数兆円の売却益が組み込まれていることには注意したい。

政府は先週金曜日に臨時閣議で総合経済対策を決めた。住民税非課税世帯に3万円支給、電気・ガス補助金、半導体・AI (人工知能) への投資促進策なども盛り込んだ。実質 GDP 成長率を 1.2%押し上げる効果がある。この経済対策を木曜日に始まる臨時国会で野党と議論する。金曜日に石破首相が所信表明で何を最も重視して今国会に臨むか注目される。石破氏は自民党総裁選挙から現在まで何を目指しているのか、軌道修正が続き、国民に分かりにくくなっている。それが内閣支持率低下に表れている。

さて、トランプ次期米大統領が財務長官にベッセント氏を指名した。今回の選挙戦で資金提供と経済の理論武装を手伝ったとされている。現在は自身の運用会社を経営しているが、以前ソロス氏のもとで英ポンドの売りを実行した人物と伝えられている。トランプ政権下では、減税と関税を実行することになる。本人は関税には当初それほど積極的でもなかったようだが、現在は肯定している。関税導入後、中国を含む各国が報復関税を導入した場合には、世界経済は急速に冷え込む可能性がある懸念されている。その時に、世界の投資家がどのような行動を取るか、米国政府を含む G7 はどう対応するか、ベッセント氏は全く立場が逆転することになる。

最後に、来週は日米欧で消費者物価指数の発表が続く。物価は底打ちした感がある。米国のコア指数は9月の+2.7%から10月に+2.8%へ、わが国の東京都区部指数は10月の+1.8%から11月に+2.0%へ、欧州のコア指数も10月の+2.7%から11月に+2.8%へ上昇すると予想されている。欧州の利下げは堅そうだが、米国の利下げが今月実現するか、わが国の利上げが実施されるか、重要な材料になる。

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。